**平成２４年（フ）第２３１３号**
大阪市平野区加美北８丁目９番１―112号
債務者　小山　勝美
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第２６６９号**
大阪府門真市大橋町16―10　ウイングオオハシ205号、住民票上の住所北九州市小倉南区徳力団地94番204号
債務者　橋爪　修雄
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第２６８３号**
大阪市住吉区苅田７丁目５―24―306、住民票上の住所大阪市住吉区我孫子１丁目８番１―403号
債務者　古橋三妃美
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第２７４７号**
大阪市淀川区十八条１丁目12番５―311号
債務者　山村　有葵
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第２７８８号**
大阪市淀川区塚本１丁目２番５―809号
債務者　斉藤不二男
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第２７８９号**
大阪府東大阪市若江東町２丁目７番２―304号
債務者　松岡　慎二
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第３０９７号**
大阪府寝屋川市国松町44番５号
債務者　髙田多紀子
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第３１２９号**
大阪市浪速区大国２丁目５番15―202号
債務者　木下　由衣
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第３２６３号**
大阪市北区浮田２丁目５番27号
債務者　犬塚裕美子
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第３２８６号**
大阪市東住吉区杭全８丁目４番23号
債務者　中辻　房代
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第３３１０号**
大阪市港区磯路２丁目16番13―505号
債務者　小林　佐平
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第３３１３号**
大阪府東大阪市花園西町１丁目14番８号
債務者　仲野美津子
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第３３４７号**
大阪府東大阪市菱江５丁目12番３号
債務者　熊井　美幸
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第３３９２号**
大阪府東大阪市大蓮東５丁目16番25号
債務者　パーク　セリア　シンコ
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第３４０５号**
大阪市鶴見区横堤４丁目20番21号　グリーンマンション402
債務者　西浦　周子
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第３４１０号**
大阪市都島区大東町３丁目３番２―801号
債務者　石川　博昭
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第３４１３号**
大阪市東住吉区住道矢田５丁目１番29号　ローズコート303号
債務者　小山ひとみ（旧姓青木）
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部